

令和2年7月1日

第100回 神戸市個人情報保護審議会

道路占用・屋外広告物の台帳管理用
システムの再構築について

(建設局)



建道管第 1550 号
令和 2 年 7 月 1 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

道路占用・屋外広告物の台帳管理用システムの再構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限について」)

担当：建設局道路管理課

道路占用・屋外広告物の台帳管理用システムの再構築について

(条例第 11 条「電子計算機処理の制限について」)

【道路占用】

占使用者漢字氏名
占使用者カナ氏名
占使用者郵便番号
占使用者住所
占使用者電話番号
占使用場所

※個人情報以外の情報

受付区分
初年許可日
今回許可日
今回許可番号
個法人区分
企業コード
占使用目的
占使用開始日
占使用終了日
占使用期間
一時占用
備考
変更履歴
物件中分類コード
物件小分類コード
物件略称
規格名称
縦寸法
横寸法
数量
単位
課金期間
減額率
占用料単価
占用料金
占用場所内訳

発行時期区分
納付書受付区分
納付書発行日
納付期限
領収日
請求金額
徴収額
未入金額
該当期年月

【屋外広告物】

(屋外広告物)

申請者郵便番号
申請者住所
申請者氏名
申請者電話番号
表示又は設置場所
管理者郵便番号
管理者住所
管理者氏名
管理者電話番号
土地所有者郵便番号
土地所有者住所
土地所有者氏名
土地所有者電話番号

※個人情報以外の情報

受付区分
受付番号
基本番号
地域の区分
景観の区分
主な表示内容
照明の有無
他の法令の許可
屋外広告業登録番号
除却日
除却一部全部

許可日
許可期間開始年月日
許可期間終了年月日
特記事項
備考欄
更新申請返送用フラグ番号
広告物の種類
広告物の寸法・面数
広告物の面積
広告物の数量
広告物の高さ
手数料算定区分
手数料
面積合計
数量合計
手数料合計

(屋外広告業)

申請者氏名
申請者カナ氏名
申請者郵便番号
申請者住所
申請者電話
代理人郵便番号
代理人住所
代理人氏名
代理人電話番号
変更有無住所氏名
廃業届出人情報

※個人情報以外の情報

特例届出区分
受付区分
受付登録番号
登録番号
新登録番号
登録年月日
有効期間始

有効期間終
所在地区分
変更登録番号
変更日
変更項目
廃業登録番号
廃業理由発生日
廃業理由
処分登録番号
処分日
処分内容
備考
更新登録申請フラグ番号
講習会修了者数
届出済証発行日

道路占用・屋外広告物の台帳管理用システムの再構築について

1. 趣旨

道路占用及び屋外広告物（屋外広告業を含む）の台帳管理のために運用している「道路占使用管理システム」及び「屋外広告物管理システム」については、道路占用及び屋外広告物の許可事務を行うために必要不可欠なシステムであるが、稼働から10年以上が経過していることから、システムの再構築により操作性及び機能の向上・処理プロセスの改善を図り、業務の効率化による市民サービスの向上を図るものである。

2. システム概要

これまで、「道路占使用管理システム」及び「屋外広告物管理システム」は、他のネットワークから切り離されたスタンドアローンの端末にてデータを管理運用していたが、システムの再構築に伴い、データベース型の業務アプリ構築クラウドサービスである「kintone」を利用し、既存システムと同様の機能を有するアプリを開発し運用管理する。なお、クラウドへの接続には総合行政ネットワーク（以下、LG-WAN）を用いる。

(1) 道路占用管理システム

道路占用の申請に関する情報等をシステムに登録し蓄積するとともに、許可の更新（許可申請書の発行等）、占用料の計算及び徴収（納付書の発行等）、納付状況の管理（督促状の発行等）等を行う。

(2) 屋外広告物管理システム

屋外広告物の申請及び屋外広告業の届出に関する情報等をシステムに登録し蓄積するとともに、許可の更新（許可申請書の発行等）、手数料の計算等を行う。

3. 事務の流れ

(1) 新規申請

- ① 申請者（届出者）が本市に申請書（紙）を提出する。
- ② 本市は、申請書の記載内容をシステムに登録する。（この際、入力内容に応じて、占用料や手数料が自動計算される）
- ③ 本市は、申請書の決裁（紙）を行い、許可書等を発行する。（申請者は、

占用料又は手数料を別途納付する。)

(2) 更新申請

- ① 本市は、システム上で更新対象者をソートし、更新申請書を出力する。
- ② 本市は、申請者（又は管理者）宛に更新申請書を郵送する。
- ③ 申請者（又は管理者）が更新申請書を提出する。（屋外広告物の場合は、手数料分の収入証紙を申請書に貼付する。）
- ④ 本市は、申請に基づきシステム上で更新処理を行う。
- ⑤ 本市は、申請書の決裁を行い、許可書を発行する。（紙決裁）
===== 以下、道路占用のみ =====
- ⑥ 本市は、システムを用いて占用料の納付書を発行する。
- ⑦ 本市は、納付書を申請者に郵送する。
- ⑧ 申請者は、占用料を納付する。
- ⑨ 本市は、納付情報をシステムに入力する。（未納付の申請者については、システム上でソートのうえ、督促状を発行し郵送する。）

4. 新システム導入の効果

新システムでは、複数の更新対象を任意で選択のうえ一括更新する機能や、任意選択した対象の任意項目を一括で置き換える機能を付加することで、システムへの反映を短期化する。また、システムに蓄積された情報を検索する際に、検索条件を柔軟に設定できるよう設計し、照会を短縮することにより、市民サービスの向上に寄与する。

さらに、更新の時期等をシステムに計算させることにより更新前にシステム上にリマインドメッセージを表示する等の機能を付加し、更新忘れ等の事故の防止が図られる。

これらに加えて、アプリ内部の機能によって、蓄積情報の集計等が新たに可能となるため、この機能を用いた分析等を通じて、市民ニーズに応じた施策検討を行うなど、将来的な観点からも市民サービスの向上が期待できる。

5. スケジュール

令和2年7月～	既存データの移行、システム運用テスト・機能改善
令和3年4月～	運用開始

6. 処理件数

(1) 道路占使用管理システム

- 蓄積データ件数 : 約 10,000 件
 - 年間登録件数 (新規) : 約 300 件
 - 年間処理件数 (更新) : 約 2,000 件 (許可期間 5 年)
 - 年間処理件数 (徴収) : 約 2,000 件
- ※この他に随時、名義変更、廃止等の処理を実施。

(2) 屋外広告物管理システム

- 蓄積データ件数 : 約 9,000 件 (屋外広告業約 2,000 件を含む)
 - 年間登録件数 (新規) : 約 350 件 (屋外広告業約 50 件を含む)
 - 年間処理件数 (変更) : 約 100 件
 - 年間処理件数 (更新) : 約 1,400 件 (許可期間 1 ~ 3 年)
- ※この他に随時、名義変更、廃止等の処理を実施。

7. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティーポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- (ア) ファイアウォールの設置により外部からの不正アクセスを防止する措置の取られたクラウドサービスを使用する。
- (イ) 事務処理用 PC からクラウドサービスへの接続は、専用線による接続を行い、情報漏洩を防止する。
- (ウ) コンピュータウイルス等対策ソフトウェアを導入するなど、コンピュータウイルス等への感染防止対策が適切に行われているクラウドサービスを使用する。
- (エ) 監視カメラおよび個人認証システム(IC カード、生体認証等)による入退室管理等のセキュリティ対策が実施されているクラウドサービスを使用する。
- (オ) システムへのログインは、IDとパスワードによる認証を行うことで、関係者のみに限定する。

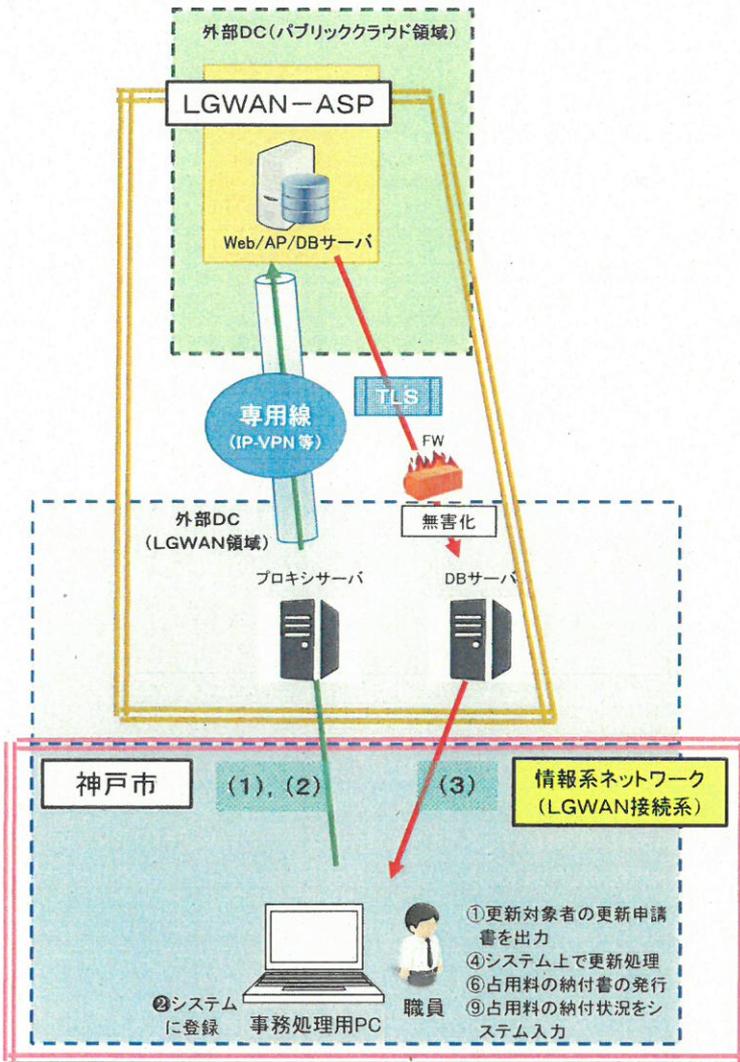
(2) 運用上の保護

- (ア) 申請者等からの個人情報(氏名・住所等)及び申請・届出事項は、全て適切

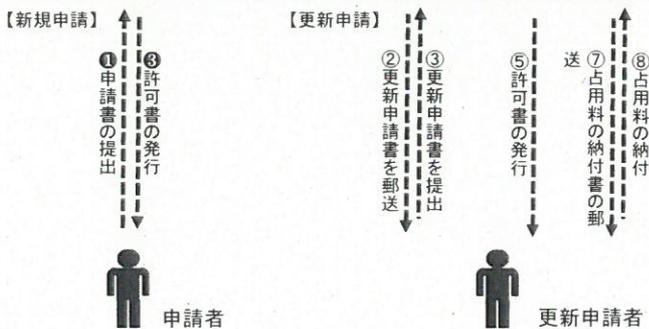
に管理されたサーバ側で保存する。

- (イ) 適切に管理されていることを確認するために、本市は必要に応じて、報告を求める。
- (ウ) また、サーバからは適切な管理の下、定期的なメンテナンス時に不要データを残さない運用を行う。
- (エ) 個人情報の適正な取り扱いを確保するため、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理についての点検を行う。

道路占用・屋外広告物の台帳管理用システムの再構築について



- (1)クラウド上でDBの編集/閲覧/挿入
- (2)クラウド上のストレージにファイルアップロード/編集/閲覧
- (3)事務処理用PCへのデータ・ファイルのダウンロード



※⑥～⑨については、道路占用のみ